

一宮監公表第9号

平成31年3月29日

一宮市監査委員 佐藤章次

一宮市監査委員 岸澤修

一宮市監査委員 井上文男

一宮市監査委員 水谷千恵子

#### 定期監査及び行政監査結果報告に基づく措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に基づき、一宮市教育委員会から措置を講じた旨の通知がありましたので、同条第12項の規定により、その通知にかかる事項を次のとおり公表します。

## 教育文化部の定期監査及び行政監査結果報告に基づく措置状況

- 1 措置を講じた部課  
教育文化部博物館事務局
  
- 2 監査結果報告提出日及び公表日  
平成 30 年 11 月 27 日（監報告第 24 号、一宮監公表第 4 号）
  
- 3 措置通知受理日  
平成 31 年 3 月 7 日
  
- 4 措置の内容  
措置の内容は、以下のとおり

### ◎ 博物館事務局

指摘事項（措置を要する事項）	措置状況
<p>(1) 一宮市博物館樹木剪定業務契約及び一宮市博物館施設管理業務委託契約において、次のとおり金額の妥当性が担保できない状態であるので、変更契約を締結し、契約事務の透明性、公平性、経済性を確保されたい。</p> <p>ア 一宮市博物館樹木剪定業務契約において、見積書提出依頼時に相手方に提示した仕様書等に、業務の実施回数等が具体的に規定されておらず、必要な作業量が不明瞭となっていたため、正しく見積金額が算出できない恐れが生じており、また相手方から提示された見積金額の妥当性が検証できない状態となっていた。</p> <p>また、契約締結時にも同じ仕様書を契約書に添付しているため、必要な作業量が不明瞭な契約内容となっており、業務の履行やその確認が適</p>	<p>ア 今年度は既に業務が完了しておりますが、平成 31 年 3 月 31 日までが契約期間のため、作業内容及び実施時期を明記した覚書を取り交わしました。</p>

指摘事項（措置を要する事項）	措 置 状 況
<p>正かどうか不透明な状態であった。</p> <p>契約にあたっては、相手方と解釈の差異が生じないように仕様書等に業務内容を明確、具体的に記載された。</p> <p>イ 一宮市博物館樹木剪定業務契約では、芝生管理として刈り込み及び施肥、並びに低木剪定及び樹木消毒等の業務を委託しているが、一宮市博物館施設管理業務委託契約においても、仕様書で定めた業務の中に芝生刈り（月平均2回、年24回）、低木剪定（年6回）及び低木消毒（年4回以上）が含まれており、両契約で委託業務の一部が重複しているように解される。聞き取りによれば、前者については各業務1、2回ずつの施工であり、後者については前者の施工が行われるまでの間に行う簡易的な芝生刈りや低木剪定等を年間管理として定期的に行っていることであるが、契約書類上、業務内容が詳細に定められておらず、不明瞭であった。</p> <p>さらに、同施設管理業務委託契約の低木消毒業務については、前記のとおり実施回数が規定されているものの、監査対象期間中一度も実施されておらず、聞き取りによれば、低木の状態に応じ、必要が生じたときのみ実施させるとのことであった。規定された実施回数に根拠がなく、</p>	<p>イ 一宮市博物館施設管理業務委託契約における低木剪定については、単純に高さや幅などの外形を整える軽微な作業となりますので、次年度からは日常清掃の一つとして仕様書に入れ込むこととします。</p> <p>また、芝生刈りについては実施回数と業務内容を精査した上で、次年度からは日常的な芝生刈りのみを施設管理業務として行い、樹木剪定業務においては取りやめることとします。</p> <p>低木消毒及び芝生刈りについては、仕様書の規定回数が年度中に実施されないため、相手方と協議した結果、変更契約を結びました。</p> <p>なお、今年度の低木消毒の実施回数は、前年度の害虫発生状況から規定しました。しかし、木の状況は季節や天候に左右されるため、次年度からは施設管理業務として定型的に実施するのではなく、必要に応じて委託業者に依頼することで回数の過不足がないようにします。</p>

指摘事項（措置を要する事項）	措 置 状 況
<p>過剰な業務を委託しているのではないかという疑義が生じかねない状況である。</p> <p>業務内容や契約金額等、契約内容をそれぞれ見直し、精査するとともに、各業務内容が明確となるよう改められたい。</p>	

◎その他の監査対象課

指摘事項（措置を要する事項）なし